

熊本県情報公開審査会答申の概要  
(平成27年10月15日付け答申第119号)

## **第1 事案の概要**

### H26.4.9 審査請求人

情報公開条例(以下「条例」)に基づき、警察本部長(以下「実施機関」)に対し、次の文書を開示請求(以下「本件開示請求」)。

「名称が不明であるが、熊本県警察本部 課が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書(特に 課の平成19年当時の ( )の氏名等が記載されている文書)。また、平成19年当時に熊本県警察本部 課の に被疑者の が存在していたという事実は、熊本地方裁判所の判事殿ら及び私の国選弁護士であった 先生が確認済みであり、熊本地裁の平成 年( )第 号などの判決主文にも記載されている。」

### H26.4.17 実施機関

本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書(以下「本件補正通知書」という。)を送付。

### H26.5.7 審査請求人

実施機関に対し、本件補正通知書に対する補正書(以下「本件補正書」という。)を提出。

### H26.5.12 実施機関

本件補正書を受け、本件開示請求については、対象文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定(以下「本件不開示決定」という。)を行った。

### H26.6.13 審査請求人

公安委員会に対し、本件不開示決定を不服として、審査請求。

### H26.8.8 公安委員会

情報公開審査会に諮問。

## **第2 当事者の主張の趣旨**

### 1 審査請求人

- ・本件不開示決定の取消しを求める。
- ・情報開示に係る書類を特定するのに、必要な事項を記載しており特定できない訳はなく、存在しないというのも法に反する不当かつ違法な回答であるものと思料される。
- ・相当の期間を定めて補正を求めたとか言っているが、補正してもしていないと言い張って開示しないものをどうしろと言うんだ。
- ・熊本地裁が平成 年当時に判決を下した私の 事件の判決謄本にも熊本県警察官としての の氏名が登場していますので、明らかに存在している。
- ・熊本県警察本部 課(以下「 課」という。)が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書を「全部」情報開示して潔く観念しなさい。

## 2 実施機関

- ・特定所属に対する「保有していた行政文書」のような記載では、保有する行政文書の量等に照らせば、特定が不十分である。よって、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定めて、その補正を求めた。
- ・補正書の内容を審査したところ、補正の回答と認められるような事項は記載されておらず、開示請求書に形式上の不備があると認められた。
- ・以上のことから、本件開示請求は、請求の要件を欠くものであり、開示請求書に形式上の不備があるとして、条例第11条第2項の規定に基づき行った不開示決定は、妥当なものであると認められるので、原処分維持が適切と考える。

## **第3 審査会の判断**

### 1 結論

本件不開示決定は、これを取り消し、条例第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

### 2 理由

#### (1) 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書（以下「本件請求文書」という。）は、課が平成19年から平成22年までに保有していた文書であると認められる。

また、審査請求人は、このうち、特に課のの氏名等が記載されている文書を求めており、本件開示請求書において、このが、特定事件に係る判決文（熊本地裁の平成 年（ ）第 号、第 号）に記載されている人物である旨を主張している。

#### (2) 本件不開示決定の妥当性について

条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定している。

条例第6条第2項の規定について

条例第6条第2項は、実施機関が開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」と規定し、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

本件不開示決定における補正手続について

ア 課が保有する文書について

上記(1)に記載のとおり、審査請求人は、課のうち、特に課のの氏名等が記載されている特定年度の文書を請求していることが認められる。

しかし、実施機関の説明によれば、本件開示請求に係る特定年度に課が作成又は取得した行政文書のうち、現に保有する行政文書の量は、少なくと

も8cmのファイル約750冊分に相当するうえ、課に課は存在せず、も在籍していないということであった。

このため、実施機関は、本件請求文書の特定ができないことから、審査請求人に対し、課の所掌事務について情報提供を行うとともに、課に課は存在せず、も在籍していないことを示した上で、相当の期間を定め、本件請求文書を特定するための補正を求めていることが認められる。

イ 判決文に記載されている が関連する文書について

審査請求人は、本件開示請求書において、 が、特定事件に係る判決文に記載されている人物である旨を主張しているため、実施機関に対し、当該判決文の記載内容について説明を求めたところ、当該判決文に「 」との記載はないということであった。

このため、当審査会においても当該判決文の記載内容について確認を行ったところ、熊本地裁の平成 年( )第 号に、 との記載はなかったが、「 」との記載を確認することができた。

本件請求文書は、当該人物が関連する文書であることから、当該人物の特定が、本件請求文書の特定につながると考えられるところ、実施機関においては、当該人物を特定するための補正手続が行われていない。

このことについて、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、審査請求人に補正を求める時点においては、当該判決文の記載内容を把握しておらず、「 」に関する情報を知り得ていなかったということであった。

本件補正手続の適正性について

本件開示請求書に記載された内容から、審査請求人が、当該判決文に記載される人物が関連する文書を求めていることは明らかであるが、前述のとおり、実施機関においては、補正の時点において、当該判決文の記載内容を確認することなく、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるとして、形式上の不備による不開示決定を行っている。

この点において、実施機関が、補正の時点において、審査請求人が主張する判決文の記載内容を確認した上で、当該判決文に記載されている「 」の特定を行うための補正手続を行っていれば、本件開示請求の趣旨に沿った行政文書の特定が行われる余地があったと認められ、当審査会としては、本件不開示決定に係る実施機関の補正手続については、不適切であったと言わざるを得ない。

したがって、実施機関は、審査請求人に対し、上記 アで行った補正とは別に、当該判決文に との記載がないこと等、参考となる情報を提供した上で、当該判決文に記載されている「 」の特定及び本件請求文書の範囲等について、本件請求文書の特定を行うための補正を求め、改めて本件開示請求に対する決定を行うべきである。

諮問実施機関	：熊本県公安委員会
諮問日	：平成26年 8月 8日（諮問第162号）
答申日	：平成27年10月15日（答申第119号）
事案名	：熊本県警察本部 課が特定年度に保有していた文書の不開示決定（形式的不備）に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、次の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、平成26年5月12日に行った形式上の不備による不開示決定は、これを取り消し、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく補正手続を適正に行った上で、改めて条例第11条第1項又は第2項の規定に基づく決定を行うべきである。

（請求する行政文書の名称等）

「名称が不明であるが、熊本県警察本部 課が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書（特に 課の平成19年当時の（ ）の氏名等が記載されている文書）。また、平成19年当時に熊本県警察本部 課の に被疑者の が存在していたという事実は、熊本地方裁判所の判事殿ら及び私の国選弁護士であった 先生が確認済みであり、熊本地裁の平成 年（ ）第 号などの判決主文にも記載されている。」

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成26年4月9日、審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、本件開示請求を行った。
- 2 平成26年4月17日、実施機関は、本件開示請求に形式上の不備があるとして、条例第6条第2項の規定に基づき、審査請求人に対し、補正通知書（以下「本件補正通知書」という。）を送付した。
- 3 平成26年5月7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件補正通知書に対する補正書（以下「本件補正書」という。）を提出した。
- 4 平成26年5月12日、実施機関は、本件補正書を受け、本件開示請求については、対象文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であり、対象文書の特定ができないことから、形式上の不備による不開示決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 5 平成26年6月13日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、熊本県公安委員会に対し、本件不開

示決定を不服とする審査請求を行った。

- 6 平成26年8月8日、熊本県公安委員会は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件不開示決定の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 情報開示に係る書類を特定するのに、必要な事項を記載しており特定できない訳はなく、存在しないというも法に反する不当かつ違法な回答であるものと思料される。
- (2) 相当の期間を定めて補正を求めたとか言っているが、補正してもしていないと言い張って開示しないものをどうしろと言うんだ。
- (3) の存在を認めるということは、不祥事を認めざるを得なくなるから、否認しているのです。だから、形式上の不備とか関係ないんです。
- (4) 私が、熊本地方裁判所に再審請求(平成 年( )第 号)を現在申し立てており、 の犯行が重大な事由となっており、私に対して、熊本県警と熊本地検は証拠立証等の資料を渡したくないのです。隠蔽している の氏名入りの書類等を開示したら、今までさんざん嘘について、 が存在しないと述べていたのがばれてしまうからなんです。
- (5) 熊本地裁が平成 年当時に判決を下した私の 事件の判決謄本にも熊本県警察官としての の氏名が登場していますので、明らかに存在している。
- (6) 私から 事件(熊本地裁の平成 年( )第 号、第 号等)を起こした時に、私の 事件が密接にからんでいたのも、それが再審の重要な論点となるのは明白であるから、当局側は、なにがなんでも不開示で終わらせたいから、原処分維持が適切とか述べているのです。
- (7) の氏名が記入されていれば、どんな文書でもいいから、一枚送付してきて下さい。
- (8) 平成19年から平成22年までの期間に が南署の であったという事実が解明出来ればいいんです。
- (9) 熊本県警察本部 課(以下「 課」という。)が平成19年から平成22年までに、組織的に使うものとして保有していた文書を「全

部」情報開示して潔く観念しなさい。

- ( 1 0 ) 部署が違っているのであればそれはそれでいいから、エリート裁判官殿らが認定している（謄本において）熊本県警察官であった が 関連している行政文書を、平成 1 9 年から平成 2 2 年までの分で全部を請求しますから全て送付してきて下さい。
- ( 1 1 ) 対象となる行政文書の特定が出来ないのであれば、前記記載の件を全て踏まえた上で、全部の行政文書を送付してきてください。
- ( 1 2 ) 本件不開示決定処分は、本条例の解釈、運用を誤ったものであり、身内の警察官である （当時）を、熊本県警察官らがかばっている極悪行為である。よって、その取消しを求めるため、本件審査請求を行うというものである。
- ( 1 3 ) 原処分維持は不当かつ不公平かつ不正であると考える。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- ( 1 ) 特定所属に対する「保有していた行政文書」のような記載では、保有する行政文書の量等に照らせば検索範囲は広範かつ大量であるため、開示請求権制度上は特定が不十分である。  
よって、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するとともに、相当の期間を定めて、その補正を求めることとした。
- ( 2 ) 行政文書開示請求書の記載から、請求の対象は、 課がつかさどる事務（以下「所掌事務」という。）に関する文書であると思料されたため、所掌事務の情報提供を行い、請求したい事務について回答を求めた。  
また、情報公開制度における開示請求では目的の記載は任意であるが、文書特定の参考となる請求の趣旨、請求したい具体的な事項についても回答を求めた。
- ( 3 ) 補正書の内容を審査したところ、請求時と同様の記載であり、補正の回答と認められるような事項は記載されていなかった。  
よって、請求書の記載事項である「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」における記載が十分ではなく、開示請求書に形式上の不備があると認められた。
- ( 4 ) 熊本県行政手続条例（以下「手続条例」という。）第 7 条において、「申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない」と定められている。

本件開示請求は、「相当の期間」を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても請求書の不備が補正されていないことから、手続条例に照らし開示請求を拒否するものとし、不開示決定が妥当と判断した。

- (5) 以上のことから、本件開示請求は、請求の要件を欠くものであり、開示請求書に形式上の不備があるとして、条例第11条第2項の規定に基づき行った不開示決定は、妥当なものであると認められるので、原処分維持が適当と考える。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件不開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書（以下「本件請求文書」という。）は、課が平成19年から平成22年までに保有していた文書であると認められる。

また、審査請求人は、このうち、特に 課の の氏名等が記載されている文書を求めており、本件開示請求書において、この が、特定事件に係る判決文（熊本地裁の平成 年（ ）第 号、第 号）に記載されている人物である旨を主張している。

### 2 本件不開示決定の妥当性について

#### (1) 条例第6条第1項第2号の規定について

条例第6条第1項第2号は、開示請求書には、「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定している。

「行政文書の名称」については、求める行政文書の正式の名称でなくとも、通称として用いられているものを含む。

また、「行政文書を特定するに足りる事項」については、実施機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があれば足り、請求された行政文書が特定されたものとして扱うことになる。

なお、個別具体の開示請求事案における行政文書の特定は、各実施機関が個別に判断することとなるが、「（実施機関又はその下部組織）の保有する文書」のように記載された開示請求については、行政文書の範囲は形式的、外形的には一応明確ではあるものの、一般的には、行政組織の活動は多種多様であって、その全てに係る行政文書

を請求しているとは考え難いことや保有する行政文書の量等に照らし、この条例の開示請求制度上は、特定が不十分であると考えられる。

ただし、開示請求者は、求める情報が実施機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める行政文書を指し示すことができるよう、実施機関は、行政文書の特定に資する情報の提供を行うこととされているところであり、その一環として、行政文書ファイル管理簿等の行政文書の検索に必要な資料を一般の閲覧に供することが予定されていることからすれば、当該行政文書の検索に必要な資料上の行政文書の簿冊名の引用やこれに更に限定を加える形での特定の仕方であれば、特定が不十分とはいえないものと考えられる。

(2) 条例第6条第2項の規定について

条例第6条第2項は、実施機関が開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定し、この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないとされている。

形式上の不備とは、行政文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る行政文書が特定されていない場合も含まれ、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合には、その開示請求は拒否されることとなる。

なお、行政文書の特定が不十分であることにより形式上の不備とする場合においては、開示の実施ができない程度にまで不特定である場合は格別、実施機関の都合で特定性の要件を厳格にすることは妥当ではない。

(3) 本件不開示決定における補正手続について

ア 課が保有する文書について

上記1に記載のとおり、審査請求人は、課のうち、特に課のの氏名等が記載されている特定年度の文書を請求していることが認められる。

しかし、実施機関の説明によれば、本件開示請求に係る特定年度に課が作成又は取得した行政文書のうち、現に保有する行政文書の量は、少なくとも8cmのファイル約750冊分に相当するうえ、課に課は存在せず、も在籍していないということであった。

このため、実施機関は、本件請求文書の特定ができないことから、

審査請求人に対し、課の所掌事務について情報提供を行うとともに、課に課は存在せず、も在籍していないことを示した上で、相当の期間を定め、本件請求文書を特定するための補正を求めていることが認められる。

イ 判決文に記載されている が関連する文書について

審査請求人は、本件開示請求書において、 が、特定事件に係る判決文に記載されている人物である旨を主張しているため、実施機関に対し、当該判決文の記載内容について説明を求めたところ、当該判決文に「 」との記載はないということであった。

このため、当審査会においても当該判決文の記載内容について確認を行ったところ、熊本地裁の平成 年( )第 号に、との記載はなかったが、「 」との記載を確認することができた。

本件請求文書は、当該人物が関連する文書であることから、当該人物の特定が、本件請求文書の特定につながると考えられるところ、実施機関においては、当該人物を特定するための補正手続が行われていない。

このことについて、実施機関に説明を求めたところ、実施機関は、審査請求人に補正を求める時点においては、当該判決文の記載内容を把握しておらず、「 」に関する情報を知り得ていなかったということであった。

(4) 本件補正手続の適正性について

本件開示請求書に記載された内容から、審査請求人が、当該判決文に記載される人物が関連する文書を求めていることは明らかであるが、前述のとおり、実施機関においては、補正の時点において、当該判決文の記載内容を確認することなく、行政文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であるとして、形式上の不備による不開示決定を行っている。

この点において、実施機関が、補正の時点において、審査請求人が主張する判決文の記載内容を確認した上で、当該判決文に記載されている「 」の特定を行うための補正手続を行っていれば、本件開示請求の趣旨に沿った行政文書の特定が行われる余地があったと認められ、当審査会としては、本件不開示決定に係る実施機関の補正手続については、不適切であったと言わざるを得ない。

したがって、実施機関は、審査請求人に対し、上記(3)アで行った補正とは別に、当該判決文に との記載がないこと等、参考となる情報を提供した上で、当該判決文に記載されている「 」の特定及び本件請求文書の範囲等について、本件請求文書の特定を行

うための補正を求め、改めて本件開示請求に対する決定を行うべきである。

### 3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会 長 鹿瀬島 正剛  
会長職務代理者 原島 良成  
委 員 石井 麻衣子  
委 員 立石 邦子  
委 員 井寺 美穂

#### 審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 8月 8日	・ 諮問（第162号）
平成26年12月 1日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成26年12月22日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成27年 4月13日	・ 審議
平成27年 5月20日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成27年 6月17日	・ 審議

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 27 年 7 月 22 日	・ 審 議
平成 27 年 8 月 26 日	・ 審 議
平成 27 年 9 月 25 日	・ 審 議